

秋田県公報

目次 ページ

告示

- 結核予防法による医療機関の指定(一七〇〜一七二・横手保健所)……………1
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(一七三・水産漁港課)……………1
- 保安林予定森林の指定通知(一七四・森林整備課)……………1

公告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の役員の内出(仙北地域振興局農林部)……………3

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催(六・教育庁総務課)……………3
- 内水面漁場管理委員会指示……………3
- コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持出し及び移植ならびに放流等に係る指示(一)……………3

告示

秋田県告示第七十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
平鹿調剤薬局 東店	横手市前郷字八ツ口八十四 一	平成十九年三 月十五日

秋田県告示第七十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
平鹿調剤薬局	横手市横手町字四ノ口五十	平成十九年三

中央店

六一一

月十五日

秋田県告示第七十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
いちご薬局 横手店	横手市前郷字八ツ口八十二	平成十九年三 月十五日

秋田県告示第七十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺田典城

届出	事項	縦覧期間	縦覧場所
発起人の住所及び氏名 男鹿市船越字一向七十六番地 男鹿市船越字船越百五十四番地 米沢初男 米沢和男	加入区 漁業協同組合の申出をする 秋田県漁業協同組合	平成十九年三月二十三日から同年四月六日まで	男鹿市船越字船越四百一番地二十二 秋田県漁業協同組合船川総括支所船越支所

秋田県告示第七十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知が

あったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十

条の規定に基づき、告示する。
平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿角郡小坂町大地字滝ノ沢二七の三、由利本荘市町村字西由利原五四、五五、六一、六三、六七、六八、七五、七七の一、七八、八〇の一、八〇の二、八一、八二の一、八九、九一、九三、九四の一、一〇三、一〇四の一、一〇八の一、一一二の一、一一二の四、一二四の一、一二九の一、一三六の一、一四八、岩城上黒川字小杉台一、字水ツキ一のから一の三、二の一、二の二、字釜ヶ台の一、一の二、二の一、二の二、三の一、三の三、字引越沢一、字籠堂の一、字奥山一の二から一の四まで、字菫蒲田四〇の一、四〇の三、七八、七八の一、字川原田四四の一〇、湯沢市上院内字大沢一の一、一の二、一の八、一の五、四の一(次の図に示す部分に限る。)、四の二、四の四、四の五、六、七の一・七の二(以上の二筆について次の図に示す部分に限る。)、七の四

(二) 指定の目的 水源のかん養

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝ノ沢二七の三(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

二(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿角市尾去沢字水沢三の一から三の一四まで、三の一九から三の二一まで、四の八、六の一七、六の二六、大館市十二所字宮前一六〇、北秋田市七日市字向中島一三の一、一三の三、一三の五、一三の九から一三の一五まで、一四の一、一四の三、一五の二、一五の四から一五の八まで、一五の一〇、一五の一、一五の三から一五の一五まで、一五の一七から一五の二〇まで、一五の二二から一五の二七まで、一五の三〇から一五の三二まで、一五の三四から一五の三九まで、一六の一、二四の一から二四の三まで、四五の二から四五の四まで、四五の六から四五の一四まで、四五の一七、四五の一九から四五の二三まで、四五の三五から四五の三八まで、四五の四〇から四五の五一まで、四五の五三、四五の五五から四五の七九まで、四五の八二から四五の八九まで、四五の九一から四五の九五まで

五の四まで、四五の六から四五の一四まで、四五の一七、四五の一九から四五の二三まで、四五の三五から四五の三八まで、四五の四〇から四五の五一まで、四五の五三、四五の五五から四五の七九まで、四五の八二から四五の八九まで、四五の九一から四五の九五まで

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水沢三の一・三の二・三の二〇・三の二一・四の八・六の一七・六の二六(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字宮前一六〇(次の図に示す部分に限る。)、字向中島一三の三・一三の一・二・一三の一・五・一四の三・一五の六・一五の七・四五の九から四五の一・四五の四〇から四五の四四まで(以上一四筆について次の図に示す部分に限る。)、四五の八二、四五の八七(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

二(一) 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市烏川字上原台九二、九三
指定の目的 土砂の崩壊の防備
指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、能代市東土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、告示する。
平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

能代市字大曲百四番地 小林 富義
外割田字宅地二十七番地一 齋藤 長幸
字戸草沢五番地九 若松 健悦
常盤字町辺七十七番地 渡邊 博
字鶴島川原百十二番地二 飯坂 敏範
槐字四日市五番地 佐藤 義博
母体字小沢口百七十四番地 戸松 勇孝
字鶴形四十七番地二 小林 昭雄
扇田字四ツ屋十四番地 塚本庄太郎
松山字新田家の前八十七番地 矢田部 昌
久喜沢字久喜沢十番地五 工藤 正徳
字東面二番地 山崎 林一
常盤字魔面十一番地 舛屋 誠

二 就任理事の住所及び氏名

能代市字大曲百四番地 小林 富義
外割田字宅地二十七番地一 齋藤 長幸
字戸草沢五番地九 若松 健悦
常盤字町辺七十七番地 渡邊 博
字鶴島川原百十二番地二 飯坂 敏範
槐字四日市五番地 佐藤 義博
母体字小沢口百七十四番地 戸松 勇孝
字鶴形四十七番地二 小林 昭雄
扇田字四ツ屋十四番地 塚本庄太郎
松山字新田家の前八十七番地 矢田部 昌
久喜沢字久喜沢十番地五 工藤 正徳
字東面二番地 山崎 林一
常盤字魔面十一番地 舛屋 誠

三 退任監事の住所及び氏名

能代市字町後三十一番地七 小林 忠雄
林瀬字登家場六十九番地 山谷 慶一
常盤字山谷十二番地 佐藤孫太郎

四 就任監事の住所及び氏名

就任監事の住所及び氏名

能代市宇町後三十一番地七
 〃 〃 朴瀬字登家場六十九番地
 〃 〃 常盤字山谷十二番地

小林 忠雄
 山谷 慶一
 佐藤孫太郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年三月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
 大仙市神宮寺字神宮寺百九十三番地 齊藤 泰幸

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第六号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十九年三月二十三日

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

- 一 日時 平成十九年三月二十七日 午後三時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件

(一) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案
 (二) 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

(三) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

(四) あきた教育新時代創成プログラム平成十九年度実施計画(案)

(五) 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案

(六) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案

(七) その他

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ)の取扱いを次のとおり制限する。

平成十九年三月二十三日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊 藤 彊

- 一 指示をする区域
 県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす県内の水面

二 指示の内容

(一) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出しはならない。ただし蔓延防止のため及び公的機関が試験研究ならびに検査に供する場合はこの限りではない。

(二) 移植の制限

コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

(三) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(四) 遺棄の禁止

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。
 指示をする期間
 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄